

○伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則

平成25年 3 月29日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）
、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則
（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に基づく専用水道
及び簡易専用水道に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事の確認申請等)

第2条 法第33条第1項の規定による確認の申請は、専用水道布設工事設
計確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第33条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確
認した場合 確認書（様式第2号）

(2) 工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認め
た場合又は適合するかしないかを判断することができない場合 確認
不適合（不能）通知書（様式第3号）

(令6規則28・一部改正)

(専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項の変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、記載事項変更届出書（様式
第4号）により行うものとする。

(専用水道の給水開始の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届
出は、給水開始届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第13条第1項に規定する水質検査の結果書の写し

(2) 法第13条第1項に規定する施設検査の報告書の写し

(専用水道の水道技術管理者の設置等の報告)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに、水道技術管理者設置（変更）報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 水道技術管理者の履歴書

(2) 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

3 前2項の規定は、水道技術管理者を変更した場合について準用する。
(水質基準に適合しない場合の措置)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により行った水質検査（省令第15条第1項第1号イに規定する検査を除く。）の結果が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める基準に適合しないときは、直ちに、その原因の調査その他基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

2 専用水道の設置者は、前項の措置をとったときは、その結果を水質調査報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

(感染症が発生した場合の措置)

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第21条第1項の規定による健康診断を行った結果、省令第16条第1項に規定す

る感染症の患者（病原体の保有者を含む。）があるときは、直ちに、消毒その他の衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 専用水道の設置者は、前項の措置をとったときは、その結果を健康診断報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

（給水の緊急停止の報告）

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに、専用水道事故報告書（様式第9号）により市長に報告しなければならない。

（管理の業務委託等の届出）

第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、業務委託（業務委託契約失効）届出書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 専用水道の管理に関する技術上の業務を委託した場合においては、前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 業務委託契約書の写し

- (2) 受託水道業務技術管理者の履歴書

- (3) 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

- 3 専用水道の設置者は、第1項に規定する届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、業務委託変更届出書（様式第11号）により市長に報告しなければならない。

（施設使用の報告）

第10条 法第32条の規定の適用を受けることなく布設された水道が専用水道に該当することとなったときは、当該水道の設置者は、速やかに、専用水道施設使用報告書（様式第12号）により市長に報告しなければならない。

（地位の承継の報告）

第11条 専用水道の水道施設の譲渡その他の事由により専用水道の設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、専用水道承継報告書（様式第13号）により市長に報告しなければならない。

（廃止等の届出）

第12条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したとき、若しくは休止したとき、又は専用水道に該当しなくなったときは、専用水道廃止等届出書（様式第14号）により市長に届け出なければならない。

（簡易専用水道の設置等の届出）

第13条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を設置したときは、速やかに、簡易専用水道設置届出書（様式第15号）により市長に届け出なければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、前項に規定する届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、簡易専用水道変更届出書（様式第16号）により市長に届け出なければならない。

（簡易専用水道の管理の検査）

第14条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定により専用水道の管理について国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けた場合において、検査を行った者から特に衛生上問題があるとして市長にその旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに、市長に報告しなければならない。

（令6規則28・一部改正）

（準用規定）

第15条 第8条、第11条及び第12条の規定は、簡易専用水道について準用する。この場合において、第8条中「法第34条第1項において準用する法第23条第1項」とあるのは「省令第55条第4号」と、「専用水道事故報告書（様式第9号）」とあるのは「簡易専用水道緊急停止報告書（様

式第17号)」と、第11条中「専用水道承継報告書（様式第13号）」とあるのは「簡易専用水道承継報告書（様式第18号）」と、第12条中「専用水道廃止等届出書（様式第14号）」とあるのは「簡易専用水道廃止等届出書（様式第19号）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年3月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則に定める様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

専用水道布設工事設計確認申請書

専用水道の布設工事を実施したいので、水道法第33条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

水 道 施 設 名		
水道事務所	名 称	
	所 在 地	

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

確認書

水道法第33条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった
専用水道の布設工事の設計は、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合するも
のであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

様式第 3 号（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

確認不適合（不能）通知書

水道法第33条第 1 項の規定により 年 月 日付けで申請のあった
専用水道の布設工事の設計は、同法第 5 条の規定に基づく施設基準に適合しない
（適合するかどうか判断できない）ので、同法第33条第 5 項の規定により通知し
ます。

水道施設	名 称	
	所 在 地	
理	由	

様式第 4 号（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

記載事項変更届出書

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項を次のとおり変更したので、水道
法第33条第 3 項の規定により届け出ます。

水 道 施 設 名			
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後
変 更 年 月 日			
変 更 の 理 由			

様式第 5 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

給水開始届出書

専用水道の給水を開始するので、水道法第34条第 1 項において準用する同法第 13条第 1 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

水 道 施 設 名	
確認の年月日及び番号	
着 工 年 月 日	
完 成 年 月 日	
給 水 開 始 年 月 日	

添付書類

- 1 水質検査結果書の写し
- 2 水道施設検査報告書の写し

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

水道技術管理者設置（変更）報告書

水道技術管理者を設置（変更）したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に
関する規則第 5 条の規定により関係書類を添えて報告します。

水 道 施 設 名		
確 認 の 年 月 日 及 び 番 号		
水道技術管理者 の 氏 名	変 更 前	
	変 更 後	
資 格	水道法施行令第 7 条第 1 項第 号 水道法施行規則第 14 条第 号	
設 置 （ 変 更 ） 年 月 日		

添付書類

- 1 水道技術管理者の履歴書
- 2 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

様式第 7 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

水質調査報告書

伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、水
質調査の結果を次のとおり報告します。

水 道 施 設 名			
水 源 の 種 別	河川水（ダム依存を含む。）、湖水、伏流水、浅井戸、深井戸、その他（ ）		
水 源 名	（ ）水系（ ）		
浄 水 方 法	消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、除鉄、除マンガン、その他（ ）		
現在給水人口		取水量	日最大 m3/日
不 適 合 水 質 の 状 況	水質項目	測定値	採水年月日時
			年 月 日 時
			年 月 日 時
			年 月 日 時
			年 月 日 時
原 因			
対 策			

様式第 8 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

健康診断報告書

水道法第34条第 1 項において準用する同法第21条第 1 項の規定による健康診断を行った結果、異常があったので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第 7 条第 2 項の規定により次のとおり報告します。

水 道 施 設 名	
健康診断の結果	
対 策	

様式第 9 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

専用水道事故報告書

水道法第34条第 1 項において準用する同法第23条第 1 項の規定により給水の緊急停止を行ったので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第 8 条の規定により次のとおり報告します。

水 道 施 設 名		水道技術管理者等氏名		
水 源 の 種 別		河川水（ダム依存を含む。）、湖水、伏流水、浅井戸、深井戸、その他（ ）		
水 源 名				
浄 水 方 法		消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、除鉄、除マンガンを、その他（ ）		
現在給水人口		取水量	日最大 m3/日	
汚 染 の 状 況	発生日時	月 日 午前 ・ 午後～ 月 日 午前 ・ 午後		
	原因	1 工事排水（ ） 2 鉱山排水（ ） 3 家庭下水、し尿処理水		
		4 家畜し尿 5 農薬、農業排水 6 廃棄物の不法投棄（ ）		
		7 その他（具体的に ）		
	水 質 項 目	測 定 値	採 水 年 月 日 時	年間平均値
			年 月 日 時	
		年 月 日 時		
		年 月 日 時		
		年 月 日 時		
被 害 状 況 と 対 応 措 置	1 取 水 停 止（ 時間）			
	2 取 水 制 限（制限率 % 時間）			
	3 給 水 停 止（ 時間）			
	4 給 水 制 限（制限率 % 時間）			
	5 薬品注入量の増（ ）			
	6 特殊薬品の注入（ ）			
	7 そ の 他（ ）			
	対 策			

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

業務委託（業務委託契約失効）届出書

水道の管理に関する技術上の業務の委託について、水道法第34条第 1 項において準用する同法第24条の 3 第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

届 出 の 種 別	委託開始・委託契約の失効
水 道 施 設 名	
水道技術管理業務受託者の住所及び氏名 （法人又は組合の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
受託水道業務技術管理者の氏名	
委 託 し た 業 務 の 範 囲	
契 約 期 間	
契 約 が 効 力 を 失 っ た 理 由	

添付書類（委託開始の場合）

- 1 業務委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の履歴書
- 3 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

様式第 11 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

業務委託変更届出書

業務委託（業務委託契約失効）届出書の記載事項を次のとおり変更したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第 9 条第 3 項の規定により届け出ます。

水 道 施 設 名			
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後
変 更 年 月 日			
変 更 の 理 由			

様式第 12 号（第 10 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

専用水道施設使用報告書

設置している水道施設が専用水道に該当することになったので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

水 道 施 設	所 在 地	
	名 称	
布 設 年 月		
該当するに至った年月日		
該当するに至った経過		

添付書類

水道法第33条第 1 項に規定する専用水道布設工事の設計確認の申請書の添付書類に準じた書類

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

専用水道承継報告書

専用水道の設置者の地位を継承したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に
関する規則第11条の規定により次のとおり報告します。

水 道 施 設	所 在 地	
	名 称	
確認の年月日及び番号又は施設使用報告年月日		
承 継 者	住 所	
	氏 名	
被 承 継 者	住 所	
	氏 名	
承 継 年 月 日		
承 継 の 原 因		

備考 承継者及び被承継者の欄は、法人又は組合の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

様式第 14 号（第 12 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

専用水道廃止等届出書

専用水道を廃止（休止）したので（専用水道に該当しなくなったので）、伊勢市
専用水道及び簡易専用水道に関する規則第12条の規定により次のとおり届け出ま
す。

水 道 施 設	所 在 地	
	名 称	
確認年月日及び番号又は 施設使用報告年月日		
廃 止 等 の 年 月 日		
廃 止 等 の 理 由		

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

簡易専用水道設置届出書

簡易専用水道を設置したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則
第13条第 1 項の規定により関係書類を添えて報告します。

簡易専用水道 設 置 者 等	氏 名					
	住 所					
簡易専用水道 を 設 置 し た 構 造 物	名 称					
	所 在 地					
設 置 建 築 物	用 途	構 造	階 数	延 床 面 積		
				m ²		
				ビル管理法による 特定建築物の届出	有・無	
受 水 槽	設 置 位 置	構 造	形状寸法	設 置 数	容 量	
					総 容 量 m3	
					有効容量 m3	
高置水槽 圧力水槽					総 容 量 m3	
					有効容量 m3	
施設の 利 用 状 況	使 用 開 始 年 月 日	一日平均 利用者数	一日平均 使用水量	受 水 水 道 名		
備 考	消 毒 施 設 有 ・ 無					

- 添付書類
- 1 簡易専用水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面
 - 2 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

様式第 16 号（第 13 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

簡易専用水道変更届出書

簡易専用水道設置報告書の記載事項を次のとおり変更したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第13条第 2 項の規定により届け出ます。

水 道 施 設 名			
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後
変 更 年 月 日			
変 更 の 理 由			

様式第 17 号（第 15 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

簡易専用水道緊急停止報告書

簡易専用水道の給水を緊急停止したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に
関する規則第15条において準用する同規則第 8 条の規定により報告します。

水 道 施 設 名	
停 止 の 期 間	
停 止 の 理 由	

様式第 18 号（第 15 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

簡易専用水道承継報告書

簡易専用水道の設置者の地位を継承したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第15条において準用する同規則第11条の規定により次のとおり報告します。

水 道 施 設	所 在 地	
	名 称	
設 置 届 出 年 月 日		
承 継 者	住 所	
	氏 名	
被 承 継 者	住 所	
	氏 名	
承 継 年 月 日		
承 継 の 原 因		

備考 承継者及び被承継者の欄は、法人又は組合の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

様式第 19 号（第 15 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

簡易専用水道廃止等届出書

簡易専用水道を廃止(休止)したので(簡易専用水道に該当しなくなったので)、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第15条において準用する同規則第12条の規定により次のとおり届け出ます。

水 道 施 設	所 在 地	
	名 称	
設 置 届 出 年 月 日		
廃 止 等 の 年 月 日		
廃 止 等 の 理 由		

様式第 1 号（第 2 条関係）

（令 3 規則46・令 6 規則28・一部改正）

様式第 2 号（第 2 条関係）

（令 6 規則28・一部改正）

様式第 3 号（第 2 条関係）

（令 6 規則28・一部改正）

様式第 4 号（第 3 条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第 5 号（第 4 条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第 6 号（第 5 条関係）

（令 3 規則46・令 6 規則28・一部改正）

様式第 7 号（第 6 条関係）

（令 3 規則46・令 6 規則28・一部改正）

様式第 8 号（第 7 条関係）

（令 3 規則46・令 6 規則28・一部改正）

様式第 9 号（第 8 条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第10号（第 9 条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第11号（第 9 条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第12号（第10条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第13号（第11条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第14号（第12条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第15号（第13条関係）

（令 3 規則46・令 6 規則28・一部改正）

様式第16号（第13条関係）

（令 3 規則46・令 6 規則28・一部改正）

様式第17号（第15条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第18号（第15条関係）

（令 3 規則46・一部改正）

様式第19号（第15条関係）

（令 3 規則46・一部改正）